

令和2年第3回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月8日若狭町議会第3回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

2番	熊谷勘信君	4番	島津秀樹君
5番	辻岡正和君	6番	坂本豊君
7番	今井富雄君	8番	原田進男君
9番	北原武道君	10番	福谷洋君
11番	清水利一君	12番	小堀信昭君
13番	小林和弘君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 欠員

2名

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下裕	副町長	玉井喜廣
教育長	中村正一	会計管理者	泉原功
総務課長	二本松正広	政策推進長	岡本隆司
観光未来創造課長	竹内正	税務住民課長	松宮登志次
福祉課長	佐野明子	保健医療課長	山口勉
教育委員会事務局長	三宅宗左		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	副議長の選挙について
日程第 4	承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）
日程第 5	承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）
日程第 6	承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条

例の一部改正について)

- 日程第 7 議案第 3 4 号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 5 号 令和 2 年度若狭町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 同意第 1 号 若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 0 同意第 2 号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

(午前10時43分 開会)

○議長（島津秀樹君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました、令和2年第3回若狭町議会臨時会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、出席をいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言の解除が延期された中ではありますが、議員各位、理事者各位の安全を極力確保した対策を講じた中で、開催させていただく本臨時会には、専決処分の承認を初め、条例の一部改正、令和2年度一般会計補正予算、若狭町教育長及び教育委員会委員の同意の案件が提出されます。

議員各位には、慎重な御審議と円滑な議事運営に、御協力賜りますようお願いしまして、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は、12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和2年第3回若狭町議会臨時会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

議員各位には大変御苦勞様でございます。

さて、本日、令和2年第3回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様には、お忙しいところ、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の拡大は留まるところを知らず、世界また、国内にも感染がおさまりません。福井県においても感染者数が122名となっており、これまで誰もが経験したことのない、厳しい状況が続いております。

町内でも、先月、初めて感染者が確認され、町民の皆さんの心配が広がる中、その後の感染拡大も心配されましたが、本日まで感染は見られず、ひとまず安堵しているところであります。

また、県内でも感染者は、おさまりの兆しをみせておりますが、緊急事態宣言が継続され、小中学校の休校も、当面、延期といういまだ厳しい状況に変わりはありません。

特に町内では、人の往来の自粛による観光面でのダメージが大きく、中小企業への支援や長期化する小中学校の休校などにより精神的な疲労も伝えられております。

町では、日々変化する情報と共に住民の生活への影響を鑑み、住民の皆様の命と健康を守るため対策本部会議を開催し、町職員がワンチームになり新型コロナウイルス

感染症に関する対応や支援策の検討を行っております。

本日上程いたします補正予算には、国・県の支援と合わせ、町独自の支援策第1弾として、若狭町生活応援商品券事業や若狭町の未来を担う事業者応援金事業などを提案させていただきました。国県では非常事態宣言を5月20日まで延期することになりました。町民の皆様には大変なる不便をおかけいたしますが、御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、1日でも早く、このコロナウイルスを終息させるために自粛と忍耐を必要とする極めて厳しい状況ではありますが、町民の力をひとつにして、この未曾有の危機を乗り越えなければならないと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本日、提案いたします案件につきましては、若狭町税条例の一部改正2件、若狭町国民健康保険税条例の一部改正1件、あわせて3件を専決処分させていただきました。若狭町介護保険条例の一部改正が1件、そして、令和2年度若狭町一般会計補正予算、さらに若狭町教育長及び教育委員の任命の同意についてお願いしております。

議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なるご御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番、北原武道君、10番、福谷 洋君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

去る3月23日付で願いのあった藤本武士君の議員の辞職の件及び、4月30日付で願いのあった渡辺英朗君の議員の辞職の件についてであります。閉会中のため、地方自治法第126条の規定により、議長において同日付にて許可をいたしましたので報告をいたします。

次に、議員の辞職により欠員となった、議会運営委員会委員ですが、若狭町委員会条例第7条第4項の規定により、議長において熊谷勘信君を指名しましたので報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査令和2年2月分及び3月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか、各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 副議長の選挙について～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第3、副議長の選挙を行いません。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって選挙方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

副議長に熊谷勘信君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました熊谷勘信君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。ただいま指名しました熊谷勘信君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました熊谷勘信君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

副議長当選受諾の挨拶をお願いします。熊谷勘信君

○副議長(熊谷勘信君)

冒頭、新型コロナウイルスに大勢の方が感染されましたことに心からお見舞いを申し上げます。

さて、ただいまは議長より指名推薦として、私に副議長の就任をいただくことになりました。未熟な私でございますが、議長をサポートし、町の発展と円滑な議会運営ができますことに精一杯努力する所存でございます。議員の皆様、理事者の皆様には御指導御鞭撻またお力添えを賜りますことをお願い申し上げまして、言葉足らずではございますが就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

～日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町税条例等の一部改正について)」から、日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町税条例の一部改正について)」までの3議案を一括議題といたします。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認め、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、承認第1号から承認第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号「若狭町税条例等の一部改正について」であります。これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されました。

これに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので3月31日付けで専決処

分させていただいたものであります。

次に、承認第2号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。これにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

また、承認第3号「若狭町税条例の一部改正について」であります。これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月30日に公布されました。これに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、4月30日付けで専決処分させていただいたものであります。

以上3件につきまして、それぞれ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い、御報告申し上げ議会の承認を求めるものであります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

上程中の3議案に対する討論はありませんか

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行いません。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願ひます。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税

条例の一部改正について)」本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例の一部改正について）」本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第7 議案第34号 若狭町介護保険条例の一部改正について～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第7、議案第34号「若狭町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第34号「若狭町介護保険条例の一部改正」につきまして、提案理由の説明を申し上げます

若狭町介護保険条例の一部改正であります。これにつきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する法律が、本年3月30日に公布されました。これに伴い、当該条例の一部改正が必要となりますのでこの案を提出するものであります。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行ないます。

議案第34号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第34号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第35号 令和2年度若狭町一般会計補正予算（第1号）～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第8、議案第35号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第35号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス関連予算として、国・県の支援策と合わせ、感染防止に係る経費や町独自の支援策などを盛り込んだものであります。補正予算の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16億4,218万8千円を追加し、予算の総額を124億1,066万2千円とするものであります。歳出は、総務費で、特別定額給付金事業に14億7,460万円、若狭町出身者応援事業に332万5千円を計上いたしました。民生費では、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に2,187万円、若狭町生活応援商品券事業に5,690万円など、7,909万5千円を計上いたしました。衛生費では、新型コロナウイルス感染対策事業に516万8千円を計上いたしました。また商工費では、若狭の未来を担う事業者応援金事業に6,000万円、中小企業休業等要請協力金事業に2,000万円を計上いたしました。歳入では、国庫支出金が14億9,647万円の増額、県支出金が27万8千円の増額、繰入金が1億4,544万円の増額となっております。

以上、説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行いません。

議案第35号「令和2年度若狭町一般会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。

したがって、議案第35号「令和2年度若狭町一般会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第9 同意第1号および日程第10 同意第2号の同意～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第9、同意第1号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」および日程第10同意第2号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の2議案を一括議題といたします。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認め、2議案を一括議題とします。

【中村教育長退室】

○議長(島津秀樹君)

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

大変恐縮ですが、マスクを外させていただきます。

それでは、同意第1号および同意第2号の2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、同意第1号「若狭町教育長の選任につき同意を求めることについて」でございますが、現在、本町の若狭町教育委員会教育長としてご活躍いただいております中村正一氏は、本年5月13日をもってその任期が満了いたします。つきましては、引き続き、教育長として中村正一氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

中村氏は、長年にわたり教職員として奉職され、令和元年5月からは、若狭町教育長として町教育行政の推進、向上に尽力をいただいております。なお、教育長の任期は3年であり、令和2年5月14日から令和5年5月13日までとなります。中村氏は、教育の現場において数多くの経験を有しておられ、人格は高潔で地域の人望も厚く、学校教育のみならず社会教育の分野でも高尚な識見を十分備えられております。本町の教育長として適任者と存じておりますので、特段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第2号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、本町の教育委員会委員であります喜多 治氏は、本年5月13日をもってその任期が満了いたします。そこで、喜多委員の後任の教育委員会委員として大宮典子氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

大宮氏は、小学校事務職員を退職後、平成22年4月から6年間にわたり、町内の公民館主事として勤務された後、平成28年4月からは株式会社レインボーラインに入社し、総務課長として企業運営をはじめ、地域振興・観光振興の発展にご活躍されております。その間、若狭瓜割エコビレッジ構想策定委員や第1次若狭町男女共同参画プラン策定委員、若狭町総合戦略住民会議委員、上中交番駐在所連絡協議会員など、多岐にわたり町の奉仕者として地域住民の生活、教育、防犯のため地域と密接な関わりを持ち、まちづくりの推進にも尽力されております。

なお、教育委員の任期は4年であり、令和2年5月14日から令和6年5月13日までとなります。

社会を取り巻く環境が大きく変化し、教育の大切さが問われている今、大宮氏は、高潔な人柄で、地域の信望も厚く、学校教育のみならず、社会教育の分野でも高尚な識見を十分備えられており、本町の教育委員会委員として適任者と存じますので、特

段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま、提案のありました議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、ただちに採決を行ないます。

○議長（島津秀樹君）

同意第1号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。

よって、同意第1号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

○議長（島津秀樹君）

次に、同意第2号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって、同意第2号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

【中村教育長入場】

○議長（島津秀樹君）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了しました。

これをもって、令和2年第3回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日の臨時会におきましては、新型コロナウイルス対策にかかる一般会計補正予算を初めとする案件について可決されました。理事者各位におかれましては、本臨時会で可決された議案につきましては、適切で迅速な執行を願うものであります。特に新型コロナウイルス対策の予算については、1日でも早く執行されることをお願いいたします。また、副議長も新たに選出され、教育長の選任なども可決されましたので、若狭町の更なる発展のために、御尽力いただきますようお願いいたします。新型コロナウイルスの感染拡大は、福井県では落ち着いてきたように見えますが、収束までは、まだまだ見通せない状況でありま

す。議員、理事者各位には、健康に十分ご留意をいただき、住民の安心のために御尽力賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会にあたり発言を求められています。発言を許可します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し適切なる御決定をいただき、誠にありがとうございました。

特に、新型コロナウイルス関連の補正予算である若狭町一般会計補正予算につきましては、国や県の新型コロナウイルス緊急対策支援に町独自の支援策を含めた内容で、可決をいただいたところであります。住民の生活と健康を守るため、スピード感を持って実施したいと考えております。なお、今後、国等から新たな緊急対策などが示され追加の対応が必要となった場合には、急遽、議会の招集をお願いすることや、議会を招集する時間的余裕がない場合には、予算の専決等により対応させていただくこともあると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本議会で副議長の選挙が行われました。新しく副議長に熊谷勘信議員が就任されました。心からお祝い申し上げたいと思います。おめでとうございます。

また、町行政におきましても、引き続き中村 正一氏を教育長として、同意いただきました。

いよいよ、令和2年度が始まりました。私にとりまして、町政3期目の最後の年であり、その総仕上げの年でもあります。このような中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による歴史上、まれにみる苦難の時を迎えておりますが、町民の心をひとつにして、乗り越えていきたいと考えております。町の職員におきましても、ワンチームになりこの局面を打開してまいります。今後も、財政状況を見据えながら、さらなる支援策も検討していきたいと考えておりますので、なお一層の御理解、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、特に健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

（午前11時19分 閉会）